

電子契約サービス利用に係るQ&A(事業者向け)

2026/3/23現在

NO.	質問	回答
I 経費等について		
1	事業者側も電子契約サービスに加入する必要や費用が発生しますか。	本町との契約を電子契約で締結する場合、事業者が電子契約サービスに加入する必要はありません。また費用の御負担もありません。
II 電子契約同意書兼メールアドレス確認書、メールアドレス等について		
1	自社の施設ごとで担当者が異なりますが、メールアドレスの登録は、各施設で行うことになりませんか。	契約の都度に、御社の該当する施設から電子契約利用同意書の御提出をお願いします。
2	電子契約利用同意書は定期的に提出しますか。もしくは、担当者や代表者がかわる際に都度再提出でしょうか。	電子契約利用同意書は、契約の都度、御提出をお願いします。
3	契約ごとに登録することになっているので、契約ごとに担当者のメールアドレスを変更しても良いですか。	問題ございません。
4	担当者用メールアドレスの登録は、複数登録可能でしょうか。1名のみになるのでしょうか。	担当者用メールアドレスの登録は1名のみでお願いいたします。
5	担当者と署名権限者が同じ場合は、電子契約利用同意書には、それぞれ記載するのですか。	担当者と署名権限者が同じ場合は、担当者の記載を省略することができます。
III 電子契約書、電子契約サービスについて		
1	署名後の契約書と署名前の契約書はダウンロードしたもので見た目では違いはありますか。	署名前と署名後で本文等に違いはありませんが、契約書1P目の左下に契約締結証明書に付与されたIDが表示されます。
2	産業廃棄物処理委託契約書も電子契約の対象でしょうか。	産業廃棄物処理委託契約書においても通常の契約を電子契約に変えることは可能です。
3	会社で契約している電子契約サービスを利用して電子契約を行うことは可能ですか。	本町との契約は、本町が契約している電子契約サービス(GMOサイン)以外はご利用いただけません。ご了承くださいますようお願いいたします。
IV その他		
1	契約保証の取扱いはどうなるのでしょうか。	従来の処理方法のとおりとなります。
2	入札参加資格審査申請書の方法は、契約印登録が不要となるのでしょうか。	入札参加資格審査申請書については従来の手続のとおりとなります。